

令和6年4月10日

保護者 様

豊橋市立多米小学校長

酒井 憲一

豊橋市立小中学校における携帯電話の取り扱いについて

これまで、豊橋市では市内小中学校へ通う児童生徒が、学校へ携帯電話を持ち込むことは、学校の教育活動に直接必要のないものであることから、原則禁止としてきました。文部科学省の通知においても小学校、中学校ともに「学校へ携帯電話を持ち込むことは原則禁止すべき」と判断しており、本市としましても、今後も、携帯電話の持ち込みの原則禁止の方針に変わりはありません。しかしながら、保護者の中からは、登下校時の安全確保の観点から、その必要性を訴える声も届いております。今後、各学校が例外的に持ち込みを認める場合には、学校から提示される一定の条件について、保護者との合意がなされ、必要となる環境整備や措置を講じていくこととなります。

このことをご理解いただき、学校の登下校時にお子さんに携帯電話を持たせる必要があるとお考えの場合には学校へご相談ください。

担 当 多米小学校(教頭)神谷 勤

電 話 0532-62-6167

申請を希望される保護者の方へ

保護者の責任のもと、以下の取り扱いに関するルールを守る等、適切に使用することを守っていただきます。

1 登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール

- (1) フィルタリングを必ず設定します。
- (2) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定します。
- (3) 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、手に取って操作しません。
- (4) 校内では、学校が指示する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、教員の許可があるとき以外は、決してかばんから出しません。
- (5) 災害などの緊急時以外で、保護者から児童生徒の携帯電話への連絡はしません。

2 登下校中や学校での携帯電話の管理について

- (1) 校内での携帯電話の保管は、自己責任とします。
- (2) 校内及び登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負いません。

※上記1(1)～(5)の事項について、お子さんが守ることができなかった場合は、学校で一時預かり、保護者の方に直接返却します。返却時に、保護者の方とお子さんとともに、上記1について改めて確認させていただきます。

なお、お子さんが取り扱いに関するルールを守ることを約束できない場合は、改めて市の方針に従っていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

担 当 多米小学校(教頭)神谷 勤

電 話 0532-62-6167

携帯電話持ち込み申請書

令和6年 月 日

豊橋市立多米小学校
校長 酒井 憲一 様

年 組 番 児童(生徒)名

下記の理由から、携帯電話の持ち込み許可をいただきたく申請します。

○許可申請理由

○許可申請期間

令和6年 月 日 ~ 令和7年3月31日まで

○機種名 色等

○持ち込みの条件

- 登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール
 - フィルタリングを必ず設定します。
 - 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定します。
 - 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、手に取って操作しません。
 - 校内では、学校が指示する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、教員の許可があるとき以外は、決してかばんから出しません。
 - 災害などの緊急時以外で、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしません。
- 登下校中や学校での携帯電話の管理について
 - 校内での携帯電話の保管は、自己責任とします。
 - 校内及び登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、保護者の責任において対処します。

以上の条件を子どもに守らせ、責任をもって管理・指導します。

保護者名 _____ 印